重点事業及び所管課一覧

資料1-1
令和4年5月19日
第1回男女共同参画推進会議・
女性活躍推進協議会

目標　1.すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

施策の方向　(1)DVの根絶と支援体制の充実

施策　① 区民及び職務関係者に対する啓発の促進

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
1	DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する暴力の予防と根絶に向け、何が加害行為になるかなどの発信等を行い、加害者を生まないための普及・啓発を進めます。	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の多様な啓発事業 ②「広報としま」を活用した啓発 ③デートDV予防啓発事業 ④相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大 ⑤デートDV啓発カード・パンフレットの配布	男女平等推進センター
2	若年層に対する暴力予防教育の強化	将来のDVや児童虐待を防止するために、近年顕在化しているデートDVについて、若年層に向けた啓発を重点的に行います。また学校における人権教育の中でもデートDVについての啓発を行います。	①デートDV予防教室の実施 ②デートDV予防キャンペーンの実施	男女平等推進センター
			AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資材を配布する。	健康推進課
			中学校での健康教育を実施する。	長崎健康相談所
			各施設において、男女平等推進センター作成のDV相談カードやリーフレットをおいて、啓発している。 中高生センタージャンプでは、NPO法人青い空と協力して、デートDVなどの啓発活動を行っている。	子ども若者課
			若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口に相談カードを設置する。	子育て支援課
			人権教育の一環として実施する。	指導課

施策　② 早期相談・早期発見体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
4	女性のための相談窓口の充実	被害者自身が、DVに気づいていないことがあります。女性の悩み相談がDV被害の発見・適切な支援につながるよう、女性のための相談を進めます。	DV専門相談の実施 ・月1回実施：夜間 ・専門職（カウンセラー）による相談 DV相談の実施 ・17時までのDV相談時間延長の実施検討	男女平等推進センター
			①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	健康推進課
			①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内	長崎健康相談所
			研修会、講演会、事例検討等に参加し、婦人相談員のDVに対する意識を高め、DV被害者の発見、適切な助言ができるよう相談技術の向上を図る。	子育て支援課

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
5	相談窓口の機能強化	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	法律相談や人権身の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	区民相談課
			①一般相談及びDV相談の実施 月～土曜　9時～17時 ②専門相談の実施 ・法律・こころ・DV(再掲)：各相談　月2回 ・DV(再掲)：月1回実施	男女平等推進センター
			住まいに関する相談窓口 (1)高齢者等入居支援事業 (2)高齢者・子育て等の家賃助成 (3)都営・区営・つつじ苑等の募集・相談	自立促進担当課長
			高齢者福祉課窓口、高齢者総合相談センターでの各種相談の際に、潜在的なDVに注意しながら対応し、必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行う。 外国籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応について研修受講をすすめ適切に対応していく。	高齢者福祉課
			相談を受ける中で、どのようなことが暴力にあたるのかを伝えながら、安心して相談できる場として認識してもらえるよう対応していく。	障害福祉課
			問題が重篤化する前に相談に繋がることができるよう予防的支援として、広報活動や、啓発活動を行っている。 どのような相談にも応じるため、相談者の多様性についても普段と変わらず対応し、傾聴により相談者のいくつもの課題から一番重要な課題を把握し、その解決に向けて全力で支援を行っている。	子ども若者課
			妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。	子育て支援課
7	子どもの虐待防止のための取組みの推進	「要保護児童等対策協議会」を開催し、子どもの虐待防止に関する関係機関相互の連携の強化を図ります。また、区立児童相談所を開設し、子どもの虐待の相談・通告を受け、虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童の救済を行います。	○「豊島区要保護児童等対策地域協議会」の運営 ・児童虐待通告の受理 ・関係機関とのネットワークの構築 ・問題解決に向けての支援 ・虐待防止のための調査・研究、普及・啓発 ・養育家庭体験発表会開催	子育て支援課

施策　　④ 被害者の自立支援

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
10	DV被害者に対する相談の充実	DV被害者の自尊心が回復し、自分のために意思決定ができる力を取り戻せるよう、中長期の精神的サポートを進めます。	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	男女平等推進センター
			①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	健康推進課
			①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	長崎健康相談所
			DV被害者の寄り添い、様様な課題に対する解決に取り組み、安心して生活することができるための支援を考える。	子育て支援課
			子どもの成長に伴って生じてくる様々な心配事や悩みについて、来所による継続的な相談を行う。	教育センター
11	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの利用について民間団体等と連携するとともに様々な観点から必要な自立支援を行います。また、くらし・しごと相談支援センター等と連携した多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	住宅確保を希望される方への入居支援	福祉総務課
			対象者の属性によって所管課が対応する一方、くらし・しごと相談支援センターにおいては、生活困窮者自立支援制度の所掌内において、制度の狭間に陥った方に対し関係機関と連携して、生活支援や就労支援、社会参加支援を実施する。	自立促進担当課長
			母子生活支援施設での保護を実施する。また、児童関係の手当の申請援助や法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	生活福祉課
			母子生活支援施設利用や児童関係手当等の申請アドバイスをする。また、法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	西部生活福祉課
			被害者の生活再建に向け、シェルター、ステップハウス等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、自立までの長期的な支援を実施する。	子育て支援課
12	被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関が連携して行います。	DV被害者の子どもに関する相談等を受けたり、他課から連絡があった際、関係課と連携して対応する。	子ども若者課
			婦人相談員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。	子育て支援課
			○窓口や園から被害者の子どもに関する相談等を受けた際、関係課と連携して対応する。 ○保育園入園選考 ○被害者の安全確保のため、子どもの入所が必要と判断される場合は特別な支援を要する世帯と位置づけ、入所指数を加点する。	保育課
			就学手続き等において関係各課と連携する。	学務課
			必要に応じて、優先的に学童クラブ利用の受入を実施。子ども家庭支援センター・児童相談所・学校・女性相談グループ・男女平等推進センター等の関係機関と連携しながら子どもの人権を守り、健やかな成長を支援していく。	放課後対策課
			関係各課と連携する。	指導課

施策の方向　（2）性と生に関する健康支援

施策　⑥ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
18	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	性に関する正しい知識を提供し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発に努めるとともに、健康の観点からのライフプラン形成を支援します。	○エポック10フェスタ等のイベントにおいて、健康や生きがいについての啓発活動を行っている団体の講座支援を行う ○保護者や支援者等を対象に、性教育や健康をテーマにした主催事業を実施する	男女平等推進センター
			○エイズ等予防教育の実施：区内中学校へ健康教育の実施 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	健康推進課
			小中学校での健康教育を実施する	長崎健康相談所
			○不健全図書類自動販売機設置状況調査（地区青少年育成委員会にそれぞれの地区の不健全図書類の自動販売機について設置状況調査を依頼。結果に基づき行政が現地を確認し、東京都に報告） ○ふぉーてぃー（都エイズ対策事業）と協力し、中高生センター利用者に対しての意識啓発を行う。	子ども若者課
			学校における性教育を推進する	指導課

施策　⑦ 生涯を通じた健康づくりの推進

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
23	心身の健康の推進	心身の健康の問題への対応や、相談窓口の周知に取り組みます。	相談内容に応じ、保健所や東京ウィメンズプラザを案内する。	区民相談課
			高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用をはじめ各種相談に応じ、初期的対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行う。	高齢者福祉課
			①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」の配布	健康推進課
			①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」等の配布	長崎健康相談所

施策の方向　（3）多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

施策　⑧ メディア・リテラシーの向上

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
25	人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成	インターネットやスマートフォンの普及による、メディア上の性暴力等の青少年に対する有害情報、犯罪やトラブルなどから子どもを守るために、家庭、地域、学校、市民団体・NPO等と連携した取組みを進めていきます。また、子ども自身がメディアを主体的に読み解く能力が身につくようメディア・リテラシーの概念の普及と育成のための啓発を進めます。	メディア・リテラシー養成講座を開催する。 また、「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を適宜見直し、周知をしていく。	男女平等推進センター
			学校における情報教育の推進 （学習指導要領及び平成22年10月文部科学省発行の「教育の情報化に関する手引きについて」に基づき、各学校で情報教育の全体計画を作成、情報教育について指導の充実を図る）	指導課

施策　⑩ 生活上の様々な困難を抱える人々への対応

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
30	働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援	様々な人間関係のトラブルや心身の不調、悩みを抱え、働きづらさや生きにくさを感じている人々への積極的な支援に取り組みます。	外国人のためのインフォメーション	広報課
			外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらし・しごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	区民相談課
			一般相談及び専門相談（法律・こころ・DV）の実施	男女平等推進センター
			生きづらさを抱える方々に対し、少しでも負担が軽減され社会とのつながりや雇用機会を得るために、気付きや就労基礎能力を養う場を設け、1人ひとりの課題に応じたオーダーメイドの支援プランを提供し、寄り添い支援を実施する。	自立促進担当課長
			①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施	健康推進課
			電話・面接等相談	長崎健康相談所
			困難や課題を抱えた子どもや若者からの相談に応じ、一人ひとりに合わせた支援計画を作成する。アシスとしまでは支援計画を作成するまでのプロセスを大切にし、本人のペースで「自分で選択する」経験を少しずつ増やしていく支援を行っている。また、人に頼れる力、支援を受ける力が必要と考え広報・啓発活動を強化している。	子ども若者課
			福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施する。 若年女性の妊娠に関する相談を実施する。	子育て支援課

施策　⑪ 多様な性自認・性的指向に対する理解促進

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
32	多様な性自認・性的指向の人々への理解の促進	多様な性自認・性的指向の方々への差別や偏見の解消を目指して、子どもから高齢者まであらゆる世代の区民や教職員及び企業等に対する啓発活動に取り組みます。	広報としまによる人権問題に関する啓発	総務課
			広く区民や教職員及び企業等に対し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するため、啓発事業を実施する。	男女平等推進センター

目標　2.あらゆる分野で女性が輝けるまち

施策の方向　(4)働く場における男女平等の推進

施策　⑫ 雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
34	女性の起業に関する支援	関係機関と連携し、起業相談や起業塾を実施することで女性の起業をサポートします。また、起業に必要な経済支援のため、融資をあっせんし、信用保証料や利子補給を行うとともに、女性起業家交流会や相談会を通じて、地域の起業家ネットワークを構築します。	①としまビジネスサポートセンターにおいて起業相談実施 ②ビジネスセミナーや勉強会の開催 ③女性のための交流会及び起業塾の実施 ④起業融資のあっせん、利子補給 ⑤日本政策金融公庫新創業融資制度の利子補給 ⑥融資申込時の信用保証料補助	生活産業課
35	女性の就労に関する支援	関係機関と共に、就職や再就職に必要なスキルを身につける講座等を開催します。	就職、再就職、自己実現を支援するための講座を開催する。	男女平等推進センター

施策　⑬ 働く場における男女平等の推進

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
37	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や処遇に不利益が生じないよう、労働相談情報センターとの連携を図りながら、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「セクハラの防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」等について、理解が深められるよう啓発を進めます。	○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業)を開催し、時宜を得た講演を実施する。 ○企業同士の交流会や企業向け労働相談会を実施する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の周知を行う。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。 ○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。 ○情報・交流コーナーに働く人向けの宣伝コーナーを設けて資料の提供を行う。	男女平等推進センター
			生活産業課(としまビジネスサポートセンター)PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの月報、講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行う。	生活産業課

施策の方向　(5)家庭生活と仕事の両立支援

施策　⑭ ワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
39	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、普及・啓発の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を区HPや広報等で紹介するとともに、東京都労働相談情報センターや区内関係団体等と連携しながら、企業・区民に対してワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。	○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業)を開催する。 ○ワーク・ライフ・バランスフォーラム(区民向けのワーク・ライフ・バランス推進事業)を開催する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、法改正や補助金等の情報をメールマガジンで配信する。 ○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の実施する。 ○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。	男女平等推進センター
			生活産業課(としまビジネスサポートセンター)PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの普及パンフレットや講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行う。	生活産業課

施策の方向　（6）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策　⑱ 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
48	男女共同参画の啓発事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	○講座は、ワークショップやオンライン等開催形式を工夫したり、対象者に配慮した時間帯の設定、参加者に応じて保育付きで実施するなど、参加しやすい学習の場・機会を提供する。 ○啓発誌「えぽっく・めいかー」の発行 ○多くの区民の参画が図られるよう、運営委員会、参加者アンケートの意見をもとに様々な区民ニーズに応じた男女共同参画の啓発講座を実施する。 ○ホームページ等を活用し広報活動を充実する。	男女平等推進センター
49	審議会における女性参画の推進	区の審議会における委員の構成について、女性の登用を促進し、男女どちらかの性が40%を下回らないようにします。	審議会等設置状況等調査：附属機関等の委員公募等に関する基本方針において、「女性委員の積極的な登用を推進し、男女いずれか一方が40%未満となることがないように努める。」とし、平成13年4月1日から適用している。これに基づき、全庁対象に女性委員の選任状況を調査するとともに、政策・方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう呼びかける。	企画課
			○全課に対し、審議会等の女性委員比率改善に向けた取組み強化について依頼する。 ○審議会等新設時・改選時には、委員選定の予定及び結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求め、女性委員登用比率が目標値に達するよう努める。また、目標未達であった場合は、未達の理由及び次期改選に向けた対応策も併せて報告を求める。	男女平等推進センター

目標　3.すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

施策の方向　（7）学習・啓発による男女共同参画意識の向上

施策　⑳ 子どもに対する男女平等教育・学習の推進

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
53	男女平等教育の推進	男女平等教育を教育指導の重点項目に盛り込むとともに、教職員の男女共同参画意識を高め、幼児を含めた子どもに対する男女共同参画の意識付けを保護者の協力も得ながら推進していきます。	区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを作成・配布する。	男女平等推進センター
			男女平等を含めた子どもの権利に関する学習プログラムを、区立小中学校のうち実施を希望する学校にて実施する。	子ども若者課
			○子どもの権利や創作・体験型の活動プログラム等を通じ、男女共同参画の意識付けを図っていく。 ○豊島区保育の質ガイドラインやその普及版の活用等により、保育の中での実践、保護者の理解促進に取り組む。	保育課
			男女平等教育を含めた人権教育の推進 （教育委員会の基本方針に、人権教育の推進を位置付けている。） （人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を図る教育の推進を図る。）	指導課

施策　㉑ 家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	所管課
48	男女共同参画の啓発事業の推進（再掲）	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	○講座は、ワークショップやオンライン等開催形式を工夫したり、対象者に配慮した時間帯の設定、参加者に応じて保育付きで実施するなど、参加しやすい学習の場・機会を提供する。 ○啓発誌「えぽっく・めいかー」の発行 ○多くの区民の参画が図られるよう、運営委員会、参加者アンケートの意見をもとに様々な区民ニーズに応じた男女共同参画の啓発講座を実施する。 ○ホームページ等を活用し広報活動を充実する。	男女平等推進センター

施策の方向　（8）地域活動における男女共同参画の推進

施策　㉓ 自主的な活動への支援とネットワーク化の推進

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	担当所管課
62	男女共同参画に関する活動をする自主的な団体に対する支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動している団体等に活動場所の提供などの支援を行い、その活動の活性化と交流の促進を図ります。	○男女共同参画社会の形成を目指して、学習活動、催しなどを行い、今後活動を計画している団体やグループを対象に団体登録制度を活用し、活動場所や情報提供の支援を行う。 ○交流の促進を図るため、登録団体が一堂に会する交流会を実施。	男女平等推進センター

プランの積極的な推進

施策　㉔ エポック10（豊島区男女平等推進センター）機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	具体的な取り組み	担当所管課
67	男女共同参画拠点施設としての男女平等推進センターの充実	広範・多岐にわたる男女共同参画施策を総合的に推進するために、各所管課が行っている計画事業の進捗状況のチェックや総合調整を行う機能を持った専管組織の一層の充実に努めていきます。	○審議会等の運営 「男女平等推進センター運営委員会」 「男女共同参画推進委員会（庁内組織）」 「男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会」 ○毎年、第5次としま男女共同参画推進プランの「重点的な取り組み」に指定した事業について、実績評価を行う。	男女平等推進センター